

# 原子力災害からの福島復興再生協議会 議事録

復 興 庁

## 第24回 原子力災害からの福島復興再生協議会 議事次第

日 時：令和4年2月12日（土）13：30～

場 所：ホテル福島グリーンパレス

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

○新妻復興副大臣 それでは、時間前ではございますが皆さんおそろいですので、これから開会させていただきます。

ただいまより、第24回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日、司会を務めます復興副大臣の新妻でございます。

いわき市長は、本日はいわき市からのリモート参加となります。

まず、会議の開催に当たり、議長であります西銘復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○西銘復興大臣 皆さんこんにちは。復興大臣の西銘恒三郎でございます。

本日は御多忙の中、本協議会に御参集をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故から来月で丸11年を迎えますが、福島の本格的な復興は、まさにこれからであります。福島の復興・再生に向けて、生活環境の整備、長期避難者への支援など、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応していくことが重要です。

特定復興再生拠点区域については、準備宿泊が始まっており、本年春以降に予定されている避難指示解除に向けた環境整備を着実に進め、住民の帰還機運の醸成を図ってまいります。

特定復興再生拠点区域外についても、昨年8月に決定した基本的方針を踏まえ、住民の皆様への御意向を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた取組をしっかりと前に進めてまいります。

福島国際研究教育機構については、来年春の法人設立に向けて、福島復興再生特別措置法の改正法案を2月8日に閣議決定し、今通常国会に提出したところです。本機構が地元の夢や希望となるよう、福島県とも連携しながら、引き続き全力で取り組んでまいります。

ALPS処理水の取扱いについては、国民や関係者の御理解と御協力が極めて重要であります。政府の基本方針や行動計画を踏まえ、決して風評被害を生じさせないという強い決意の下、しっかりと取り組んでまいります。

移住・定住の促進については、令和4年度から移住者の住宅確保支援の強化を図ることも考えており、引き続き移住支援センターや各自治体と連携しながら、新たな活力の呼び込みに向けた取組を進めてまいります。

福島の復興・再生には中長期的な対応が不可欠であり、引き続き国が前面に立って取り組んでまいります。

本日は、忌憚のない御意見をよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○新妻復興副大臣 続いて、金子農林水産大臣から御挨拶申し上げます。

○金子農林水産大臣 農林水産大臣の金子でございます。

私は大臣就任後、昨年11月に福島を訪問しましたが、多くの方々の御努力によりまして復興が着実に進展している一方、まだまだ取り組むべき課題があると実感しております。

農林水産省は、昨年4月に改正された福島特措法による農地の利用集積や、広域的な高付加価値産地の展開など、被災地の営農再開の加速化に取り組んでまいりました。避難指示が解除されて間もない地域は営農再開の途上にありますので、引き続き、農業者の再開を力強く後押ししてまいります。

また、森林・林業の再生に向けまして、森林整備、森林や林産物の放射性物質の調査のほか、きのこ原木の産地再生等も引き続き進めてまいります。

原発事故に伴い導入された日本産食品への輸入規制措置につきましては、先日、台湾が緩和案を発表したところですが、引き続き、14か国・地域に対しまして、あらゆる機会を捉えて協議を進めてまいります。

ALPS処理水に関して、農林水産省は関係省庁と連携を取りまして、風評を生じさせないための最大限の努力を行っています。加えて、漁業者が漁業を安心して持続できるよう、生産・加工・流通・消費それぞれの段階で徹底した対策を講じてまいります。

本日は皆様からいただく御意見、御指摘をしっかりと受け止め、農林水産省として、被災地の農林水産業の復興・再生に向け、全力で取り組んでまいります。

本日はよろしくお願いたします。

○新妻復興副大臣 続いて、萩生田経済産業大臣から御挨拶を申し上げます。

○萩生田経済産業大臣 経済産業大臣の萩生田光一でございます。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と福島の復興は、経済産業省の最重要課題であります。

昨日、櫛葉遠隔技術開発センターを訪れ、年内を目標とする燃料デブリ取り出しの第一歩に向けた開発状況を確認しました。また、本日午前中は福島再生可能エネルギー研究所において、福島新エネ社会構想の具体化に取り組む姿を視察しました。これらは福島での重要な取組であり、これらに尽力する決意を新たにいたしました。

また、道中訪れた「道の駅ならは」では、県産品は福島の魅力を強く感じさせるもので、私も購入をさせていただきました。

今後も廃炉や再エネ拡大といった課題に加え、ALPS処理水の処分に伴う安全対策や風評対策、特定復興再生拠点区域の避難指示解除と拠点区域外の取組、事業・なりわいの再建、福島イノベーション・コースト構想による産業復興といった4つの重要課題にも全力で取り組んでいく所存です。

なお、今、農林水産大臣からもお話がありましたが、8日に、台湾の輸入規制緩和案が発表され、風評払拭の後押しになると感じております。今後も国際社会への発信をしっかりと続けてまいりたいと思います。

本日は限られた時間ですが、忌憚のない御意見をお聞かせいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○新妻復興副大臣 続いて、山口環境大臣から御挨拶を申し上げます。

○山口環境大臣 環境大臣の山口壯です。

御参集の皆様におかれましては、日々、福島復興に向け様々な取組に御尽力いただき、また、多大な協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

東日本大震災、原発事故の発生からこれまで、環境省は被災地の皆様が安心して生活できる環境を取り戻すため、環境再生の取組を一つ一つ着実に進めてきたところです。

現在は、特定復興再生拠点区域における除染や家屋等の解体を進めており、今年の春頃以降に避難指示解除が予定されている大熊町、双葉町、葛尾村では準備宿泊が開始されました。今後も引き続き、避難指示解除に向けて着実に除染や家屋等の解体を進めてまいります。

福島県内の除去土壌等の県外最終処分は国としての約束であり、残された重要な課題の一つです。その実現に向けて、除去土壌等の減容、再生利用の推進が重要です。先ほど飯館村長泥地区を視察し、再生利用の実証事業の状況を確認したところですが、こうした事業を着実に進めていくとともに、その必要性・安全性等の国民の皆様の御理解を全国に広げるべく、これまでに対話フォーラムを3回開催し、また、除去土壌を用いた鉢植えを官邸、新宿御苑等に設置しました。3月にも福岡で対話フォーラムの開催を予定しておりますが、今後も新たに関係省庁の庁舎へ鉢植え設置を拡げていくことも含め、引き続き政府一体となって除去土壌の再生利用の理解醸成に取り組んでまいります。

福島の復興は、これからも環境省として最重要の課題です。皆様から今日いただく御意見もしっかりと踏まえ、今後とも全力を尽くしてまいります。

○新妻復興副大臣 続いて、本日は磯崎内閣官房副長官が出席しておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○磯崎内閣官房副長官 内閣官房副長官の磯崎仁彦でございます。本日はよろしく願いいたします。

私は2018年から2019年にかけて経済産業副大臣兼原子力災害現地対策本部長としての在任期間中に、この協議会には2回参加させていただきまして、また、東京電力福島第一原子力発電所あるいはその被災自治体を延べ22回訪問させていただきまして、被災者の皆様方の声を伺ってまいりました。

本日も、今日こちらに来る新幹線の中で、当時のノートを振り返りながら、当時どのような議論がされたかなど、あるいはどのような課題があったかなということを読み返しておりました。既に解決された課題もあればいまだに継続している課題もあると思いますし、また、新たなステージの中で新しく出てきた課題もあるのだろうと思っております。いずれにしても原子力災害からの福島の復興・再生は内閣の大きな課題でございますので、今回も官邸を代表する形でこの協議会に参加させていただいております。

「福島の復興なくして、日本の再生なし。」との強い決意の下で、被災地の一日も早い復興・再生に向けまして、内閣の総力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 続きまして、福島県の内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○福島県内堀知事 西銘復興大臣、金子農林水産大臣、萩生田経済産業大臣、山口環境大臣、そして磯崎内閣官房副長官ほか、今日は皆さんにおいては福島までようこそお越しいただきました。日頃から福島県の復興・再生に御尽力いただいていることに、心から感謝を申し上げます。

また、先日閣議決定されました福島復興再生特別措置法改正案において、福島国際研究教育機構の設立について示されたことは、福島の復興に向けた今後の夢や希望となる拠点の具体化についての重要な一歩であります。厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災と原発事故から間もなく丸11年となります。この春には特定復興再生拠点区域の一部において避難指示の解除が予定されているほか、帰還困難区域外における除染廃棄物の搬入が年度内に完了する見通しであるなど、福島の復興・再生は着実に進展しております。

一方で、今なお多くの県民の方が避難生活を続けておられます。避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、風評・風化の問題に加え、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、福島県は多くの困難を抱えております。

福島の復興は、これからも長い闘いが続きます。国においては、オールジャパンで取り組む課題であるとの認識を改めて共有していただき、政府一丸となって取り組んでいただくをお願いいたします。

また、原発の廃炉は福島復興の大前提となります。廃炉作業の安全かつ着実な実施や使用済燃料の県外搬出、ALPS処理水の問題など、原子力災害に伴う様々な課題に最後まで責任を持って対応していただきますよう、重ねてお願いいたします。

福島県といたしましては、この4月からスタートする新しい総合計画や福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画を一つ一つ着実に実行し、国や市町村、関係団体の皆さんと連携をしながら、福島の復興・再生を必ず成し遂げるとの強い決意を胸に、全力で取り組んでまいります。

最前線で復興に取り組まれている福島県の各団体の御意見、これからお話をさせていただきます。その思いを真剣に受け止め、政府の皆さんの一層の御尽力をいただくをお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○新妻復興副大臣 ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方はここで御退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○新妻復興副大臣 それでは、本日の議事進行に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれ説明の後、意見交換に移ります。

それでは、福島の復興・再生に向けた取組状況について、事務局から説明をさせます。

○復興庁 復興庁でございます。

まず、資料1について、復興庁から御説明をさせていただきます。

資料1の1ページ目、目次に5項目を掲げてございます。前回協議会以降の進捗を中心に御説明させていただきます。

2ページ目でございます。「避難地域を巡る現状」ということで、避難者数、住民意向調査の結果等のグラフがございます。

文章のところでは、福島県内で、県内・県外合わせていまだ3.4万人の方が避難されておるということを御紹介しております。避難指示が解除された区域の居住者は、現在1.5万人でございます。避難地域の復興の実現に向けて、引き続き帰還環境の整備や移住促進等の新たな活力の呼び込みに取り組んでまいります。

次のページ、避難指示解除地域の生活環境整備の状況でございます。昨年9月に、左下「働く場」のところ浪江町でカントリーエレベーターが稼働したことを御紹介しておりますが、住民の皆様の生活再開のための環境整備を進めてまいります。

4ページ目は製造業、農林水産業、観光業等、産業の状況でございます。12市町村では営農再開面積が右側のグラフで38%、水産業の漁獲量は18%にとどまっており、こういったなりわいの再生や新たな産業基盤構築の取組が必要でございます。

5ページ目から「特定復興再生拠点区域の整備」についてでございます。大熊町、双葉町、葛尾村では、今年春の避難指示解除に向けて準備宿泊を進めています。帰還環境の整備に加えて、まちのにぎわいの創出に向けて取り組んでまいります。

6ページ目は「移住・定住等の促進」についてでございます。帰還される住民の方の御支援に加えて、移住者の受入れの拡充に努めております。移住者の住まいの確保に向けて、改修費や家賃の支援も拡充する予定でございます。

7ページは「#未来ワークふくしま」と題しておりますが、移住の呼び込みのための情報発信を行っております。昨年11月からふくしま12市町村移住支援センターのキャンペーンとして発信をしております。

8ページ目から「4. 福島イノベーション・コースト構想」について御紹介しておりますが、このページを御覧いただきつつ、9ページ、10ページに進んでまいりますと、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律に基づきまして、福島国際研究教育機構の設立について法案を提出させていただいた資料を添付しております。知事から御指摘いただきましたように、この取組をしっかりと進めていきたいと考えています。

11ページ目から「風評払拭・リスクコミュニケーション」についての資料でございます。ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、県内自治体の取組を引き続き支援するとともに、分かりやすい情報発信あるいは科学的根拠に基づく正確な情報発信を通じて、関係省庁と一丸となって風潮の払拭に取り組んでまいります。

復興庁からの資料の御説明は以上でございます。

○新妻復興副大臣 次に、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及び避難指示解除の状況について、原子力災害対策本部から説明をさせます。

○経済産業省 原子力災害対策本部及び経済産業省でございます。復興庁の資料の次に入っております資料に基づきまして御説明申し上げます。

1 ページは、廃炉の主な進捗についてです。左側にありますように、先月末、燃料デブリ取り出しのロボットアームが檜葉町に到着しました。14日に本格試験を開始いたします。その下、水中遊泳ロボットによる1号機の内部調査も開始しました。

2 ページは、ALPS処理水に関する政府の行動計画についてです。安全性はIAEAが厳格にチェックをいたします。14日に専門家が来日し、結果は中立的な立場から国内外に発信されます。

3 ページです。より多くの方々からの御理解を得るために、例えば昨年末には東京で県産品の魅力発信イベントを開催しました。また、風評影響の実態を把握する調査や水産物の需要を支えるための300億円の基金を造成します。

4 ページは、特定復興再生拠点区域についてです。春からの避難指示解除に向けて、準備宿泊が始まっています。帰還困難区域としては初めての住民帰還となりますので、安心してお戻りいただけるよう、準備を進めてまいります。

5 ページは拠点区域外についてです。昨年8月に決定した政府方針にのっとり、2020年代をかけて、帰還を希望する全ての住民の方々が帰還できるよう、避難指示解除を進めてまいります。

6 ページは、浜通り地域の産業復興に向けた取組についてです。事業・なりわいの再建、新産業の創出に加え、交流人口の拡大に取り組みます。

7 ページに参ります。官民合同チームによる事業・なりわい再建の支援事例です。官民チームは、水産関連の販路開拓を開始しました。下にありますように、マル六佐藤水産は、関西圏への取引拡大を実現しました。

8 ページはイノベ機構による人材育成関連の支援事例です。地元高専生向けのインターンシップや学生との共同部品製作を支援し、地元への定着と担い手確保につなげます。

最後の9ページは交流人口の拡大についてです。市町村の横連携や民間の取組の後押しをしていきます。記載されておりますように、プロジェクトが動き出しつつあります。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 次に、被災地の復興・再生に向けた環境省の取組について、環境省から説明をさせます。

○環境省 環境省でございます。先ほどの資料の下に「被災地の復興・再生に向けた環境省の取組」とある資料を使いまして説明させていただきます。

おめくりいただきまして、中間貯蔵施設の概要でございます。地元の方々の非常に多大なる御理解、御協力を得た結果として、ようやくこういったところまで施設を作らせていただいたということでございます。

2 ページ目をおめくりいただきますと、写真でその施設の様子を示させていただきます。



3 ページ目でございますが、そうやって施設が整備されたおかげで、福島県内各地から除去土壌等の入ったフレコンバックをこの中間貯蔵施設に運び込んでおります。その結果として、グレーの部分については輸送を終了し、緑色のところについてはまだ輸送しておるところでございます。

4 ページは輸送の状況でございます。昨年度あるいは一昨年度は400万立方メートル近く運んでおりましたけれども、今年度については現在のところ206万立方メートルを運んでいるということでございます。

その結果として5 ページでございますが、輸送対象物量1400万立方メートルという中で、再生利用の土壌も含めて現在1289万立方メートルまで仮置場のほうから移動している状況になりました。

6 ページにございますが、そうやって仮置場からフレコンバックを輸送しましたので、その結果として仮置場を御地元にお返しするという事で、原状回復をしてお返ししております。福島県内1,371か所ございますが、2021年度末見込みとして1,070か所までお返しできると見込んでおります。

7 ページ目、帰還困難区域でございますが、先ほどからも御紹介がございましたように、拠点の区域について環境省の方で除染と解体を担っております。

8 ページ、除染でございますが、除染を計画している面積を分母としまして、分子は除染をした面積ということで考えますと、6町村ともに9割を超えておりますので、言葉遣いとしてはおおむね実施済みと書かせていただきましたけれども、当然ながら残る除染についてはまだまだしっかりとやっていくという予定にしております。

また、解体は、御希望されている計画的な解体量に対して実行したものののですけれども、これについても御地元の御要望がまだまだ出てくるかもしれませんので、そういった地元の状況にしっかりと寄り添いながら進めていきたいと思っております。

9 ページでございますが、中間貯蔵に運び込んでおる除去土壌を県外に最終処分するという最終目的を持っておりますので、それに向けて技術開発の戦略あるいは再生利用を、小さい図で恐縮ですが戦略を持って今、進めておるところでございます。

10 ページがその中の再生利用の実証事業を飯舘村長泥地区でやらせていただいているという説明でございます。

11 ページでございますけれども、最終処分に向けた理解醸成活動、冒頭で大臣からも申し上げましたとおり、鉢植え設置による理解醸成については今後さらに拡大していく予定にしておりますし、理解醸成のための全国行脚といったものについても、来年度も含めてしっかりとやらせていただきたいと思いますと思っております。

12 ページでございますが、福島県との連携協力協定ということで、47都道府県の中で唯一の福島県さんと環境省の連携協力協定に基づきまして、いろいろな環境省の分野で御協力をさせていただいております。一緒になってしっかりと復興を進めていきたいと思っております。

最後の13ページでございますが、「未来志向の新たな環境施策の展開～ふくしま、次の10年へ」ということで、さらに脱炭素やリブランディングといったことにも取り組んでまいっておるところでございます。

環境省の説明は以上でございます。

○新妻復興副大臣 次に、福島への復興・再生に向けた農林水産省の取組について、農林水産省から説明をさせます。

○農林水産省 農林水産省でございます。

資料4に基づきまして、「福島への復興・再生に向けた農林水産省の取組」を説明いたします。

まず、農業分野について説明いたします。1ページを御覧ください。地震・津波被害につきましては、営農基盤となるインフラはほぼ復旧しておりますが、原子力被災12市町村では、産出額が震災前の約4割と厳しい状況に置かれております。

2ページを御覧ください。農林水産省では、12市町村への職員派遣による新規作物の取組支援や営農再開ビジョンの策定支援、福島特措法に新設された農地集積の取組支援、次のページになりますが、新規事業を活用したかんしょなど、広域的な高付加価値産地の展開支援、福島イノベーション・コースト構想に基づく研究開発・実証研究及び成果の社会実装に取り組んでいるところでございます。

4ページを御覧ください。被災12市町村の農業者につきまして意向調査をしたところ、営農再開済みまたは再開意向のある方は1年間で208者増加いたしました。引き続き、官民を挙げて営農再開や販路拡大に取り組んでまいります。

次に、森林・林業について説明いたします。5ページを御覧ください。地震・津波被害に対しましては、復旧が必要な海岸防災林の約6割で植栽が完了しております。木材加工流通施設の復旧は完了、素材生産量につきましても震災前の水準以上に回復しております。

原子力災害に対しましては、森林の空間線量率は低下しておりますが、落葉層・土壌中には多くの放射性物質が滞留しており、引き続き、森林整備と放射性物質対策を一体的に進めていく必要がございます。

また、特用林産物への影響につきましては、原木しいたけは17市町村に出荷制限が指示されており、生産量は震災前の1割となっておりますことから、原木林や原木しいたけ等の産地再生に向けた取組を関係者の方々と連携して取り組んでまいります。

1ページ飛ばしていただきまして、7ページを御覧ください。続きまして、水産業について説明いたします。

現状は、漁港は全て復旧し、産地市場も全てが再開しております。水産加工施設も再開を希望される方々のうちの9割以上が業務を再開しております。

一方、沿岸漁業の水揚量は震災前の2割程度にとどまっており、水揚量の増加が課題となっております。この課題に対しまして、福島県では沖合底びき網漁業の水揚量を令和7年に、震災前の5割以上にする取組を現在実施中であり、加えまして沿岸漁業に従事する

小型漁船を対象とした新たな事業計画を作成していると承知しております。

このような福島県の取組を支援すべく、農林水産省では瓦礫撤去の支援を継続しつつ、がんばる漁業復興支援事業の事業認定期間を令和7年度まで延長したところでございます。

9ページを御覧ください。また、令和3年4月のALPS処理水の処分方針決定を受けまして、漁業者が安心して事業を継続できるよう、徹底した生産・加工・流通・消費対策を実施してまいります。

最後に、風評払拭に関する主な取組を御紹介いたします。10ページを御覧ください。農林水産省では関係省庁と連携しながら、食品中の放射性物質に関する情報発信を続けています。今後はトリチウムに関する水産物モニタリング結果の発信も計画しているところでございます。

また、輸出先国や地域に対する丁寧な説明及び働きかけの結果、輸入規制の撤廃・緩和が進んでおります。今月は台湾で緩和案が公表されました。残る14か国・地域の規制の早期撤廃に向け、政府一体となって、より一層働きかけを強めてまいります。さらに第三者認証GAPや販売促進の支援など、生産から流通、販売に至る総合的な支援などにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 次に「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県の内堀知事から御説明をお願いいたします。

○福島県内堀知事 お手元の資料5を御覧ください。

1ページ、「ふくしま復興の更なる推進に向けて」です。東日本大震災から間もなく11年が経過をする中、復興が進むにつれて新たな課題が顕在化するなど、福島復興はいまだ途上です。1点目、ALPS処理水の処分の問題は、福島だけではなく日本全体の問題です。昨年末に決定された行動計画に基づき、関係者に説明を尽くすことはもとより、新たな風潮を決して起こさないという強い覚悟の下、正確な情報発信や事業者に対する万全な対策に国が責任を持って取り組んでください。

2点目、福島国際研究教育機構については、関係省庁に当事者意識を持っていただくことが大切ですが、最も重要なことは、関係省庁が安心して役割を果たすことができるよう、法人の活動に必要な予算を一括要求して確保し、関係省庁に配分するなど、復興庁が司令塔機能を発揮できる仕組みをしっかりと構築することです。

また、重要な情報が断片的に報道され、議論が進んでいるのか、進んでいないのか、地元市町村からは不安の声も伺っています。いつ、どのようなスケジュールで整備していくのかなど、今後の見通しを我々に示しながら進めていただくようお願いいたします。

復興大臣のリーダーシップによって、復興庁の司令塔機能を発揮できる環境を整えるとともに、全体スケジュールの見える化によって地元へ安心感を与えながら、関係省庁と一丸となって検討の具体化を進めてください。

3点目、特定復興再生拠点区域外への対応については、帰還意向のない住民の土地や家

屋等の扱いなどの残された課題についても地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に向けて、最後まで責任を持って取り組んでください。

4点目、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や、令和元年東日本台風、福島県沖地震などの被害により、復興・再生が遅滞することがないように、復興に向けた取組の更なる強化をお願いします。

2ページ、「避難地域の復興・再生」についてです。

葛尾村、大熊町、双葉町の特定復興再生拠点区域において避難指示解除に向けた準備宿泊を開始するなど、復興に向けた歩みは着実に前進しています。

一方、避難指示の解除の時期の違いにより、地域によって復興のステージは大きく異なります。復興の進捗に応じたきめ細かな対応が必要です。

移住・定住の促進や営農再開の加速化などに引き続き取り組んでいくとともに、「福島12市町村の将来像提言」の具現化に向けて取り組んでいくことが重要です。

3ページ、「被災者の生活再建」についてです。

避難生活の長期化等に伴い、被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化しています。日常的な見守り活動などに丁寧に対応するとともに、教育環境の整備など、安心して帰還できる環境づくりの推進が必要です。地域医療再生基金の実情に応じた柔軟な対応や、国民健康保険、介護保険等支援制度について、被災者の方々が安心して生活できるよう配慮をお願いします。

4ページ、「風評払拭・風化防止対策」についてです。

県産農産物について、全国との価格差が継続しています。観光分野においても、新型コロナウイルス感染症による影響が追い打ちをかけるなど、極めて厳しい状況です。

県産品の流通促進や販路開拓に取り組むとともに、ブルー・ツーリズムの推進などにより、観光誘客の促進に取り組んでいく必要があります。

55の国と地域で行われていた県産食品の輸入規制は、昨年9月、米国において撤廃されたことにより、現在は14に縮小しました。さらに、今年8日には台湾において緩和案が発表されました。更なる輸入規制の撤廃に向けた働き掛けや正確な情報発信をお願いします。

5ページ、「福島イノベーション・コースト構想」についてです。

構想の推進による新たな産業の創出とともに、地元企業の参入を促進し、浜通り地域等における産業の集積と交流人口の拡大、人材育成を図り、その成果を全県に波及させていくことが重要です。

福島ロボットテストフィールドや東日本大震災・原子力災害伝承館など、これまで整備してきた拠点を一層活用してまいります。

6ページ、「新産業の創出及び地域産業の再生」です。

「再生可能エネルギー先駆けの地」、「水素社会」、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「福島新エネ社会構想」に掲げた取組や、関連産業の育成・集積な

どを着実に進めることが重要です。

営農再開を加速化させるため、高付加価値産地構想の実現に向けた取組を進める必要があります。水産業については、流通加工・消費対策や施設等基盤の整備、担い手育成への支援など、生産体制の強化が必要です。

7 ページ、「復興を支えるインフラ整備及び環境回復」です。

ふくしま復興再生道路や避難地域12市町村内の道路整備等について、国、県、市町村が連携して取り組んでいくことが必要です。

中間貯蔵施設について、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入及び施設の運営を安全かつ確実に実施してください。

除去土壌等の搬出後の農地の不具合解消を含めた仮置場等の原状回復を着実に実施することが重要です。

法律に定められた中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分が確実に実施されるよう、全国的な理解の醸成と併せ、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を明示いただきたいと思います。

8 ページ、「新しい福島県総合計画」についてです。

新しい総合計画が今年4月からスタートします。県づくりの指針や施策を示す最上位の計画であり、県民の皆さんの意見を幅広く取り入れて策定しました。計画に掲げる指標を4割以上増やしたほか、SDGsの切り口から描いた将来の姿も示しています。

SDGsには17の開発目標がありますが、18番目の福島オリジナルの目標として「複合災害からの福島復興」を加え、世界に向けて発信したいと考えています。

新しい総合計画を通じ、福島の復興を更に前に進めていくための挑戦を続けてまいります。

結びに、福島の復興は現在進行形であります。復興の大前提となる廃炉作業の完遂には、今後も長い期間を要します。複雑で多様化する課題への対応には、現場主義を徹底し、それぞれの地域課題に応じたきめ細かな対応が不可欠です。新総合計画や福島復興再生計画の取組等を着実に実行し、成果を一つ一つ形にして、復興再生を加速化してまいります。

私からの説明は以上であります。

○新妻復興副大臣 それでは、御出席の皆様には御議論をいただければと存じます。

誠に勝手ながら、出席者名簿の下から順番に御指名をさせていただきます。なお、発言につきましては、皆様、3分をめどにお願いいたします。

それでは、福島県農業協同組合中央会の菅野会長、お願いいたします。

○福島県農業協同組合中央会菅野代表 それでは、3点ほどお話をさせていただきたいと思っております。

まず、避難指示が解除された地域での営農再開の関係でございますけれども、本格的な状況に入っている状況でございます。その中で、復興加速化事業の問題、さらには高付加価値産地展開支援事業など、農業施設、インフラの事業を中心に、国から大変大きな支援

をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げますけれども、さらなる拡充をお願いしたい。

それと併せまして、住民帰還の遅れが、営農再開にとって不可欠な担い手の部分にどうも困難性があるというようなことから、我々としては、多様な担い手の確保・育成が急務な状況だと捉えております。

その点から、JAグループ福島といたしまして昨年11月19日に第41回のJA福島大会を開催させていただきました。全県的な担い手不足解消のために、県、関係機関ともに福島県あぐりサポートセンターの設置に向けての動き、さらには園芸ギガ団地構想を提起させていただいたところでございます。これについては、県、さらには関係します農業団体との連携を調整しながら、この年度内にはその動きを出したいと、かように考えております。さらに、被災地での担い手の確保・育成の問題、併せまして新規園芸団地の取組等に対しまして国の全面的な支援をお願いしたいと、かように考えております。

それから、2点目の風評対策については、既に各皆様方から御案内のとおりでございますが、一つはALPS処理水の放出関係です。国のスケジュールの中で決定されているわけでありまして、国としてはどのようなことがあっても風評被害を出さないという強い決意を持っておられますので、これについては万全を期していただくことと同時に、当然それだけではなくて、国が先頭に立って対応いただきたいと、かように考えております。

さらに、風評被害のメカニズム関係については、既にいろいろ御案内のとおりでございますけれども、どうも流通の段階での問題が惹起されておりますけれども、結果として解決への具体策が出ていない。ここにやはり大きなメスを入れていただきたいと、かように考えております。それと併せまして、今後GAP、第三者認証の問題、それからHACCPの問題等々を含めて、対策をひとつ講じていただきたい。

あわせて、先ほどありましたように2月8日の台湾での輸入解禁に向けた動き等々については、本当に関係者の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思っておりますが、残る国について、さらにひとつ御支援をいただき、早期の解除に向けた取組をお願いしたいと、かように考えておるところでございます。

そして最後に休業賠償の関係でございますけれども、これらについても令和2年以降の休業賠償等についても開始することとなっております、ようやく請求の準備段階に入りました。これまでの東電の賠償姿勢を見ると不合理な賠償拒否事案が多く見受けられるので、ここについては国の東電に対する適切かつ積極的な指導を心からお願い申し上げたいと、かように考えております。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長、お願いいたします。

○福島県商工会議所連合会渡邊代表 3月で東日本大震災から11年になりますが、その間、国におかれましては、本県の復興・再生に向けて、主体的かつ積極的に取り組んでいただき、感謝を申し上げます。また、12月には、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な

実行に向けた行動計画を策定いただいたことを併せて感謝申し上げます。

私から、この場をお借りして3つの事項についてお願い申し上げます。

初めに、第2期復興・創生期間に向けた支援の継続についてでございます。被災地の自立を促す復興・創成期間が終了し、復興・創生期間後の基本方針に基づき、昨年度より第2期復興・創生期間がスタートし、復興庁の設置期間についても10年間延長されました。しかし、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や、国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想等の取組はいまだ途上でございます。推進に当たっては長期的な支援が必要となります。ついては、このような状況を踏まえ、引き続き本格的な復興・創生に向けた仕組み、組織、そして財源等についての支援をお願いしたいと思います。

次に、福島イノベーション・コースト構想等の推進についてでございます。廃炉やロボット技術に関する研究開発やエネルギー関連産業の集積を通じて、浜通りの産業、雇用の再生を目指す福島イノベーション・コースト構想及び未来の新エネ社会のモデル拠点を目指す福島新エネ社会構想を着実に推進するため、国による県内企業の参入を支援するための予算措置を含めた積極的な支援、さらには創造的復興の中核拠点としての国際教育研究拠点の早期実現をお願いいたします。

最後に、ALPS処理水の処分に関わる風評被害対策の徹底についてでございます。震災から間もなく11年となりますが、本県は依然として福島第一原発事故による風評被害を訴える声が根強く、特に農林水産業や観光業を中心に被害が続いております。そのような中、国においては昨年4月にALPS処理水の処分方法として海洋放出とする基本方針が決定され、令和3年12月28日には関係閣僚等会議においてALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画が策定されました。東日本大震災及び原子力災害から10年11か月の間、風評払拭に向けて全県挙げて関係者が必死に取り組んでまいりましたが、今般、台湾では2月下旬に福島を含む5つの県で生産された食品の輸入停止を解除すると表明されたものの、中国、韓国などでは日本産食品の輸入が規制されており、風評払拭の困難さをいまだ関係者の皆さんは危惧しております。

処理水の海洋放出において、国はまず風評を最大限抑制するため、海洋放出の具体的な処分方法について消費者、事業者に対して丁寧な説明を実施するとともに、海外市場、事業者にも科学的根拠に基づく情報の提供をするなど、輸入規制解除に向けた対策を講じていただきたい。

また、国産水産物の需要減少等の事態に機動的に対応するため、新たな緊急避難的措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り、保管・冷凍できない生産物の販路拡大等について国が補正予算で措置した基金等を活用し、支援を早期に講じていただくようお願いいたします。

さらに海洋放出による風評被害に対して迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会、杉岡代表、お願いいたします。

○相馬地方市町村会杉岡代表 皆様、こんにちは。様々御礼を申し上げたいところですが、省略をさせていただきたいと思います。いつもありがとうございます。

私からは、相馬地方市町村会を代表して3点申し上げたいと思います。

まず1点目は、カーボンニュートラルの実現についてであります。本村においても、政府が目標とする2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、今年中にゼロカーボン宣言をすべく、現在様々な検討を進めているところであります。脱炭素の取組として、温室効果ガスの排出量を抑制するための再生可能エネルギーなどの取組と併せて、吸収量を維持または増やすためには、森林の再生が必要不可欠であると思っております。これら両側面を実現するに当たって、いまだ復興の途上にあつて、土地の活用率が低い被災地は逆に最適地であると、そのように考えているところであります。被災地の復興再生を推進するためにも、制度・事業等の拡充を要望したいと思っております。なお、自治体を介さない再生可能エネルギー事業等の乱立を生まない仕組みの制度化なども併せて要望したいと思っております。

2点目は、デジタル田園都市構想に基づく福島復興・再生を推進するための制度・事業等の構築についてであります。デジタル田園都市構想については、地方の魅力そのままに、都市にも負けない利便性と可能性をとすることをテーマに掲げて、地方のデジタル化を促進させるものと理解しており、非常に期待しているところであります。市町村が手を挙げやすい事業のスケジュール、補助スキーム、あるいは被災地には特例的な補助率の設定などを要望したいと思っております。

3点目は、具体的であります。水田活用の直接支払交付金についてであります。現在、当該交付金の取扱いについては、令和4年度からいろいろと改正がされるということで、例えば令和4年から8年までの5年間、一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としないことや、多年生牧草については収穫のみを行う年は、今は3万5000円ですが、これからは10アール当たり1万円の支援とすることが示されているところであります。

営農再開の途上にある被災地においては、除染後農地の基盤整備計画もあり、今後5年間で、全水田で水稲作付するということは到底困難であります。また、飯舘村のような冷涼な気候にある中山間地においては、永年性牧草に係る交付金単価が下がるということは死活問題でもあります。

本村では、担い手の定着を図り、また、関係人口、定住人口の増加につなげるために、飯舘牛ブランドの復活・新生を目標に掲げて、農地中間管理事業を積極的に活用した農地利用集積あるいは主要作物による土地利用型農業を推進してきましたが、避難指示解除後に先駆的に営農再開をした経営体はまだ経営体力が十分ではないということ、大幅な収支計画の見直しは経営断念につながる懸念がありますので、そのようなことにならないよう



に、被災地における水田活用の直接支払交付金については従前の取扱いとすることを要望させていただきたいと思います。

以上であります。

○新妻復興副大臣 続きまして、双葉地方町村会、篠木代表、お願いいたします。

○双葉地方町村会篠木代表 皆様、こんにちは。双葉地方町村会副会長で葛尾村長の篠木でございます。

まずもって、国、県の皆様におかれましては、被災地復興のため日々御尽力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

それでは、私から5点ほど申し上げたいと思っております。

1点目は、国際教育研究拠点の整備についてであります。双葉地方が創造的復興を成し遂げるため、世界レベルの研究拠点として整備いただきますよう、お願い申し上げます。また、基本構想を作成する際は、多くの知見を求めるとともに、まちづくりの視点からも検討するよう、お願いいたします。

2点目は、避難指示区域の取扱いについてであります。特定復興再生拠点区域外の取扱いについては、地元住民に寄り添った対応を行っていただくとともに、避難指示区域の最終的な全面解除に向けた取組を加速化するよう、お願いいたします。

3点目は、風評を生じさせない対策であります。ALPS処理水の処分に関する行動計画が昨年ついに作成されましたが、双葉地方の復興の妨げとなるような新たな風潮を発生させることがないように、国が前面に立って安全な風評対策を講じるよう、お願いいたします。

4点目は、移住・定住の促進についてであります。双葉地方の復興には定住人口の拡大が非常に重要な課題でありますので、各町村の復興状況に伴って生じる新たな課題などとともに対応できるよう、柔軟かつ先進的な移住・定住の促進事業を講じるよう、お願いいたします。

5点目、最後になりますが、福島12市町村の将来像についてであります。福島12市町村の将来像に関する有識者検討会の提言を夢物語で終わらせないようにするため、提言の実現化に向けた施策展開を図る推進体制の整備をお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○新妻復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、吉田代表、お願いいたします。

○福島県原子力発電所所在町協議会吉田代表 福島県原子力発電所所在町協議会代表の大熊町長、吉田でございます。私からは3点お願いを申し上げます。

1点目、燃料デブリや使用済燃料等の放射性廃棄物の処理についてでございます。廃炉を進める上で、放射性廃棄物の発生は免れない問題ではありますが、原子力政策を推進してきた国の責任において、処分方法の議論並びに発生低減化を進めていただき、早期に具体的な方向性を示した上で、廃炉作業終了までに、県外において適切な処分をお願いいたします。

2点目、ALPS処理水についてであります。当協議会がかねてより、処理水の取扱いについて国民的理解が得られるような万全な対処方法を打ち出し、風評を絶対に発生させない対策を講じるよう求めてまいりましたが、海洋放出の方針が示されてから様々なお声が耳に届いております。今回の方針を進める上で、地元住民をはじめとした国民への理解を得ることは必須であります。処理水の処分に関する行動計画が定められ、風評への対策、生じた際のフォローアップ等、複数の対策が示されておりますが、復興の妨げとなる新たな風潮を発生させないという強い決意の下、国民の意見も取り入れながら、よりよい計画にするとともに、確実な実施をお願いいたします。

そして、既に取り組みされていることとは存じますが、透明性のある客観的な情報を分かりやすくまとめた上で、丁寧に国内外に説明するとともに、併せて国民の健康と安全・安心に応えるきめ細やかなモニタリングの実施をお願いいたします。

関連しまして、海洋放出設備に関する認可申請についてであります。昨年末、東京電力よりALPS処理水を海洋へ放出するための設備設置に係る申請が原子力規制委員会に提出され、現在、申請内容の審査を実施していると伺っております。IAEAなど第三者機関の意見を取り入れ、客観的な視点での評価をお願いいたします。

3点目です。昨年から東京電力のトラブルがメディアをにぎわせております。コンテナの管理体制のずさんさから始まり、昨今ですと凍土壁の問題など、被災地が一步步復興へ歩みを進めている最中での出来事に、残念でなりません。

政府に対しましては、廃炉作業の安全かつ着実な実施がふるさとの復興、住民帰還の大前提であることを強く認識していただき、管理体制の徹底指導を要望いたします。よろしくをお願いいたします。

○新妻復興副大臣 続きまして、福島県町村会、遠藤代表、お願いいたします。

○福島県町村会遠藤代表 福島県町村会長を務めております、広野町長の遠藤です。

私からは3点申し上げたいと存じます。

1点目は、ALPS処理水処分への理解醸成強化及び風評抑制対策等の確実な実行についてです。当県産農産物価格は、関係者の御努力によりまして回復傾向にあります。震災前の水準まで回復していない品目があるなど風評はまだ根強く、また、順調な伸びを見せていた観光客入れ込みはコロナ禍の影響で大幅に落ち込み、教育旅行に至っては調査開始以来過去最小となるなど、非常に厳しい状況にあります。このような状況に処理水処分による新たな風評が加わることとなれば、当県の復興は大きく後退しかねません。処理水処分に伴う行動計画では、風評を生じさせないための仕組みづくりが示されましたが、県内をはじめとする漁業関係者や隣県からも、処分方法の安全性や風評による被害を懸念する声が上がっているなど、関係者の不安が解消されているとは言い難い状況です。

処理水の処分は、当県復興に大きな不可欠な過程ではありますが、新たな風評が発生することとなれば、その影響は沿岸部だけではなく、当県全体の復興に大きく関わりますので、これまでの風評対策の一層の強化と、処理水処分に向けた国内外の理解醸成の強化、風評

抑制対策など、行動計画の確実な実行をお願いいたします。

2点目は、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の強化等についてです。中間貯蔵施設に貯蔵される除去土壌などは、貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分が法律で規定されておりますが、そのことを県外の方々が十分理解されているとは思われません。施設を受けるに当たり、大熊町、双葉町の方々は原発事故で故郷を離れざるを得ない状況の中、当県復興につながるのであればと苦渋の決断として受け入れていただいたわけであります。このような経過等を含め、全国民に分かりやすく丁寧に説明いただき、理解醸成を強化いただくようお願いいたします。また、県外で最終処分を行うということを明確にするため、最終処分地の選定など、具体的な方針工程を明示していただくよう、お願いいたします。

3点目は、被災町村の職員確保に向けた支援についてであります。被災市町村では、総務省スキームによる人的支援をいただきながら、復興に邁進しておりますが、頻発する自然災害や発災からの時間の経過、そしてコロナ禍による自治体業務の増大により、年々、職員派遣を受けることが難しくなっております。

このようなことから、被災町村自らが人員確保に向け採用に力を入れておりますが、採用試験を実施しても受験者が集まらないなど、必要とする職員を確保することが容易でない状況にあります。原子力災害からの復興には時間を要し、長期にわたる人員確保が不可欠でありますので、中期長期的な派遣職員の確保や、職員採用などへの支援をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 続きまして、いわき市の内田市長、お願いいたします。

○いわき市内田市長 いわき市長の内田です。9月28日に就任いたしまして、初の参加になります。皆様方には大変お世話になっております。どうかよろしく申し上げます。

なお、いわき市の中では新型コロナが大変広がっておりまして、念のためにリモート参加とさせていただきます。恐縮でございますが、御理解を賜ればと思います。

私からは2点申し上げたいと思います。

1つはALPS処理水についてであります。政府が海洋放出方針を決定してから10か月が経過いたしました。昨年末には風評対策等の行動計画が取りまとめられましたけれども、関係者の十分な理解が得られたとは言えない状況だと認識しております。そのためにも、引き続き関係者の声に耳を傾け、スケジュールや具体的な内容を取りまとめながら、実効性のある計画となるようによりよろしくお願い申し上げます。

これまで一貫して私も申し上げておりますが、原発事故から復興するため懸命に努力してきた県民・市民の皆様がこれ以上風評に苦しむことがないように、国及び東京電力が責任を持って理解を得ることに全力を尽くしていただきたいと思います。

2点目は、福島イノベーション・コースト構想の推進についてであります。本市では、原発産業に代わる浜通り全体に波及する基幹産業とすべく、風力発電産業の発展に積極的に取り組んでおります。福島県においても脱原発を宣言し、再生可能エネルギーの導入

拡大と風力発電産業の育成・集積に注力しております。

こうした福島復興の動きは、国が目指す脱炭素の実現にも大きく寄与する取組であると強く考えております。これらをしっかりと進めるためには、風が強い海域のみで洋上風力を進めるだけではなく、現在事業性が確保されていない低風速の海域においても市場を開拓することが不可欠です。復興の名の下、エネルギー転換を目指す福島だからこそ、低風速海域である本県沖での事業化を狙うモデル事業を展開する意義があると考えております。ぜひとも具体的な検討をお願いいたします。

また、県内では、風力メンテナンス技術の習得が可能な一大集積地を目指す取組をオール福島で進めています。これらについては、地域企業が参入しやすい環境を整えるため、技術者の知識や技能を見える化する認証制度の構築に向け取り組んでおりますので、一層御支援をお願いいたします。

あわせて、国際教育研究拠点についてであります。私の政策の一丁目一番地は人づくりであります。人づくり日本一を目指す本市といたしましても、拠点には大いに期待しているところです。拠点がもたらす効果が最大限に発揮されるためには、福島高専などの高等教育機関や本市の産業基盤等が拠点と密接につながることで、さらには浜通り地域が一体となって面的な学術拠点を形成することが重要であります。そのため、同拠点と浜通り地域との連携方策の構築に向けて取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

最後になります。小名浜港のカーボンニュートラルポートの形成に向けて、順調に検討が進められていることにつきましては、御臨席の皆様方、さらには国土交通大臣の御尽力によるたまものであります。この場をお借りして御礼を申し上げます。

私からは以上でございます。

○新妻復興副大臣 続きまして、会津総合開発協議会、室井代表、お願いいたします。

○会津総合開発協議会室井代表 会長を務めております会津若松市長の室井照平でございます。西銘大臣はじめ皆様方には大変お世話になっております。改めて感謝申し上げます。

それでは、私から会津地方17市町村を代表しまして、3点お願いを申し上げます。

初めに風評被害対策についてであります。原発事故から10年以上が経過しているにもかかわらず、いまだ風評は根強いものがございます。観光業や農業など幅広い分野で様々な影響を受けておりますが、当会津地方には昨年来、明るい話題が届けられております。

まず、先月、春の選抜高校野球の出場校に、21世紀枠で只見高校が選出されました。会津勢の甲子園出場は実に65年ぶりであります。聖光学院と共に活躍を期待するものであります。

また、観光において、JR只見線の全線再開通の見通しが本年秋頃と示されたことに加え、只見鉄道施設群が土木学会の選奨土木遺産へ認定された経過にあります。さらに、只見柳津県立自然公園が越後三山只見国定公園へ編入されたことにより、只見線などを生かした奥会津ならではの地域振興が期待されるところであります。

一方、農林水産物に関しましては、もう既に御案内であります。米国における日本産

食品の輸入規制の撤廃、EU及び台湾における一部規制の緩和などの動きは、福島県全体の風評払拭を大きく後押しするとともに、会津地方の特産品である米や会津身知らず柿等の農産物、日本酒などの販路拡大にも大きな期待がされるところであり、国、県の皆様の御努力に重ねて感謝を申し上げます。

今後とも、観光や農業など会津地方の振興と風評の払拭に向けまして、様々な施策を講じていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

2点目は、野生キノコ等の出荷制限解除についてであります。会津地方の中山間地域にとって野生キノコ等は貴重な観光資源でもあり、出荷制限が地域経済へ及ぼす影響が大きいことから、これまで継続してモニタリング検査の在り方について見直しを要望してまいりました。今後とも、安全性が確認された検体については、弾力的な運用等により出荷の促進が図られますよう、御支援をお願い申し上げます。

3点目は、鳥獣被害対策に係る財政支援についてであります。会津地域の鳥獣被害がより深刻化している現状を踏まえ、令和3年2月に設立された会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会には、会津地方の17市町村全てが加入し、ライフルスラッグ弾射撃場の整備に取り組んでいる経過にあります。この事業により、射撃技術の向上や後継者の育成に弾みがつくものと期待されますことから、令和4年度に予定されている建設工事を着実に推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金予算の確保を強く要望するものであります。

以上3点、どうぞよろしく願いいたします。

○新妻復興副大臣 続きまして、福島県市長会の立谷代表、お願いいたします。

○福島県市長会立谷代表 それでは、私から大きく2点、1つは風評の問題です。私は、この風評の最大の原因は、国民の放射能リテラシー、放射能に対する教養の不足にあるとずっと申し上げてきました。萩生田先生が震災の直後に相馬市にいらしていただいて、あのときに一生懸命、線量測定をやっていたのを御説明させていただいた記憶があります。しっかり測定して、それをどのように読むのかということをお県民あるいは国民に分かっていただかないといけないのです。特に分母が分からないですから、何分の何という分母が分からないと、例えば福島県の子供は将来遺伝的に問題を残すのだとか、そんな話が出てくるのです。

それだけではなく、勤務医の奥さんたちが福島県に住みながらいないのです。ちなみに、相馬市の勤務医たちはほぼ仙台から通ってきています。これもやはり一つの風評なのです。そうすると、医療人材がどうしても不足してしまう。

福島県で災害医療支援講座を開設していますが、これは延長していただきたい。それから、医療人材確保のためのいろいろな支援策がありますが、まだ足りない状況です。国では地域医療の議論をいろいろやっていますが、福島県は特別であるということを御理解いただきたいと思います。

それから、ALPS処理水の問題については今、いろいろな委員の方から話が出ましたが、処理する以上は補償をいろいろな意味でしっかりやっていただきたい。住民が困らないよ

うにさせていただきたいということです。

2点目としまして焼却灰のことについて、ベクレルの高い焼却灰については、御案内のように中間貯蔵施設に持って行っていただいています。ただ、一般家庭ごみなどは8,000ベクレル以下ですから、その市町村で処理しなさいということになっております。

我々は今までそのほかの復旧や復興に関する業務で目いっぱいだったということもあって、処理しきれずに取っておいたのです。ところが、これを相馬市の一般廃棄物埋立処分場に持っていかうとすると、相当な体積が必要になります。また、放射能の値が検出される焼却灰をその埋立処分場に入れるとなると、地域住民の理解を得る意味でも現在の処分場に相応の対策を施す必要があります。相当な費用がかかるのと、現状の処分場があつという間に埋まってしまうのです。焼却灰は大体主灰で8,000ベクレル以下のものですが、どう考えても間尺に合わないと思うのは、放射能の事故というのは相馬市の責任ではないわけですから、この件について御支援願いたい。この処理については最後まで御支援願いたい。1トン処理するのに大体10万円の費用がかかります。福島県内の多くの市町村が悩んでいる問題ですから、強くお願いして、皆さんの御理解を求めたいと思います。

以上です。

○新妻復興副大臣 続きます、福島県議会、渡辺議長、お願いいたします。

○福島県議会渡辺議長 県議会議長の渡辺であります。今ほど皆様のほうから種々要望があった内容につきましては、どれもそれぞれ欠かせないものでありますから、国においてはしっかりと対応いただきますようお願い申し上げます。その上で、私からは4点申し上げます。

1点目はALPS処理水の処分についてであります。今お話がありましたように、多くの皆様が心配しております。風評防止に向けた万全な体制を講じていただきますとともに、しっかり産業も継続・拡大できるように、必要な対策を中長期的にたゆまずお願いしたいと考えます。

2点目は帰還困難区域の復興・再生であります。拠点区域につきましては、引き続き各自治体の取組を支援していただくようお願いいたします。また、区域外であります。帰還意向のない方の土地・家屋等への対応につきまして、地元自治体の意向をしっかりと踏まえながら責任持って取り組んで、将来の全域解除に向けて取組を加速願います。

これは地元自治体の意向をしっかりと踏まえながら、責任を持って、どう取り組んでいるのかということが帰還の意向、帰還したいという思いに直結しますので、その辺は具体的にお願いしたいと思えます。

3点目は移住・定住の促進についてであります。今、皆様からもありましたが、移住・定住促進に向けて、インフラ整備をはじめとした各種予算確保をしっかりとお願いしたいということでもあります。掛け声をかけても、住むところもなければ光ファイバーもなければということでは人は集まりませんので、そこら辺も具体的などころをしっかりとお願いしたいと考えます。

4点目は国際教育研究拠点であります、新型コロナウイルスによりまして、研究、技術、教育といった方面の大切さが浮き彫りになっております。国は国家戦略として研究、教育という部門をしっかりと位置づけて、重点的に予算措置を行って進めなければならないということを今改めて思っておりますが、まさにその先陣を切るのがこの国際教育研究拠点と考えております。志を持って覚悟を決めるということが、日本、世界に貢献するということであると考えるので、拠点ができてよかったということを歴史に評価されるように、結果を出していただきたいと考えます。

復興大臣をはじめ昨年新たに御就任されました皆様には、今、皆さんそれぞれからありました福島県民の思いを共有していただきまして、福島に寄り添い、御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○新妻復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、国から回答を申し上げます。まずは西銘復興大臣、お願いいたします。

○西銘復興大臣 内堀知事をはじめ皆様からいただいた御要望について、まず私のほうからお答えいたします。

ふくしま復興の更なる推進について申し上げます。福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組んでまいります。復興の基本方針等に基づき、復興庁が司令塔となり、予算の確保も含め、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応してまいります。

次に避難地域の復興・再生について申し上げます。特定復興再生拠点区域については、拠点計画に基づき、今年春以降の避難指示解除を目指し、住民が安心して帰還できる環境整備を進めるとともに、帰還に向けた機運醸成への支援も行っております。拠点区域外については、昨年決定した基本方針に基づき、まずは帰還意向のある住民が帰還できるよう、政府として本方針の説明を重ねてまいります。

私自身、拠点区域外を訪問し、10年以上もの間、ふるさとへ戻ることができない住民の皆様のお苦勞を痛感しております。引き続き各自治体の課題や要望を伺いながら、しっかりと前に進めてまいります。

移住・定住の促進については、12市町村の協調・連携を強化し、移住環境の整備や魅力発信等について、創意工夫が生み出されるよう取り組んでまいります。

また、移住者の住宅確保についても、令和4年度から支援を強化することも考えています。12市町村の将来像の実現に向けては、福島復興再生計画の下、各自治体の復興の状況を適切に踏まえた具体的な取組を進めていくことが重要です。県と共に12市町村と連携し、適切に対応してまいります。

次に、被災者の生活再建について申し上げます。被災者の置かれた多様な状況に対応するため、心のケア、見守りや生活再建等の相談支援、コミュニティの形成支援等を行っており、引き続き被災者一人一人に寄り添った支援に取り組んでまいります。

また、地域医療再生基金等を活用し、厚生労働省と連携しながら、人材面も含め避難地域の医療・介護提供体制の確保に取り組んでまいります。

保険料等の減免措置については、復興の基本方針を踏まえ、12市町村の御意見も伺いながら、厚生労働省と連携して丁寧に検討してまいります。

次に風評払拭・風化防止対策について申し上げます。科学的根拠に基づかない風評や、いわれのない偏見・差別を解消すべく、正確で効果的な情報発信や被災地産品の販路拡大などに政府一体となって取り組んでまいります。

なかでも、ALPS処理水の取扱いは先送りできない重要な課題であり、地元福島の皆様をはじめ国民の御理解と御協力が極めて重要であります。政府が昨年12月に策定した行動計画には、①ポータルサイトや動画の配信等を通じた海外に向けた科学的根拠に基づく正確な情報発信、②輸入規制の緩和・撤廃に向けた各国・地域の要人に対する復興の現状等に関するPR、③福島の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組の支援などを盛り込んだところです。12月の閣僚会議で、復興大臣として、関係閣僚に対し、各府省の政務が各国要人等と面談する際に復興の現状に関する説明を行っていただくようお願いいたしました。政府一丸となって、決して風評被害を生じさせないという強い決意の下、情報発信と風評対策に全力で取り組んでまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想や産業の再生について申し上げます。浜通りの自立的・持続的な産業発展に向けて、地元企業との連携促進や起業・創業を目指す者への支援等に引き続き取り組んでまいります。

また、世界に冠たる福島国際研究教育機構の設立に向けて、2月8日に福島特措法の改正案を閣議決定し、今通常国会に提出しました。本機構が復興に向けた夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化にもつながるよう、研究内容の具体化や研究開発成果の産業化、人材育成の在り方等について、検討を加速させているところです。今年度内の基本構想の策定に向けて、関係省庁が一丸となり、引き続き全力で取り組んでまいります。今後の進捗状況についても、適時適切に地元の皆様にも情報提供してまいります。

最後に、復興を支えるインフラ等の環境整備について申し上げます。福島の復興・再生を図るため、関係省庁や福島県、市町村の皆様とも連携し、復興のステージに応じて、今後、道路等の福島の本格的な復興・再生を支えていくインフラを整備してまいります。

私も復興大臣の就任以降、今回含め福島を7回訪問し、被災地の実情を直に確認し、地元の御意見を丁寧に聴いてまいりました。引き続き現場主義を徹底し、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも地元の皆様とは緊密に連携しながら、福島の本格的な復興・再生に全力を尽くしてまいります。

私からは以上です。

○新妻復興副大臣 続きまして、金子農林水産大臣、お願いいたします。

○金子農林水産大臣 本日、関係者の皆様から御意見を伺い、課題解決に向けた決意を新



たにしたところであります。

初めに、営農再開に向けた取組支援についてお答えします。

担い手の確保については、今年度から原子力被災12市町村に農地バンクの現地コーディネーターを配置し、農地集積の取組強化や、県外を含む他の地域からの参入を図っております。

新規就農については、研修資金等の支援に加えまして、来年度から経営発展のための機械等導入や、地域におけるサポート体制充実にに向けた支援を行うこととしております。

また、引き続き、広域的な高付加価値産地の創出に向けた取組を行うとともに、園芸ギガ団地構想の実現に向け、関係者と意見交換を重ねてまいります。

農林水産省から現地に派遣している職員もおりますので、今後とも地域の御意見を伺いながら、農業者の営農再開を力強く後押ししてまいります。

次に、風評払拭に向けた取組支援についてお答えします。

農林水産省では、根強い風評の払拭に向け、引き続き、第三者認証GAPの取得や販売促進など、生産から流通、販売に至るまでの総合的な支援等に取り組んでまいります。

また、先日、台湾が福島県を含む5県の農林水産物の輸入規制の緩和案を発表したところですが、引き続き輸入規制が残る14か国・地域に対し、規制撤廃に向けてより一層働きかけるとともに、輸出に向けたプロモーション等の支援にも取り組んでまいります。

ALPS処理水の処分については、関係省庁と連携して、安全性についての国内外の理解の醸成を図るなど、風評を生じさせないための最大限の努力を行ってまいります。

加えて、漁業が持続的に行えるよう、徹底した生産、加工、流通、消費対策の実施等に取り組むとともに、令和3年度補正予算における水産物の需要減少等への緊急避難的措置についても経済産業省と協力してまいります。

水田活用の直接支払交付金についてお答えします。

水稻の作付が困難な農地は現在も交付対象外であり、この例外を認めることは困難ですが、今後5年間、一度も水稻の作付が行われない農地は交付対象としない方針については、被災地も含め、各地域で今後の産地形成の在り方を検討いただき、その中で現場の課題を検証していく考えです。

有害鳥獣被害対策への支援についてお答えします。

鳥獣被害対策については、射撃場の整備も含めて、鳥獣被害防止総合対策交付金等により、引き続き総合的に支援してまいります。

野生きのこ等の出荷制限解除についてお答えします。

野生きのこや山菜の出荷制限解除につきましては、関係省庁と連携し、非破壊検査機による一部解除の対象品目の拡大を含め、引き続き検査の柔軟な運用手法について検討するなどにより、出荷の促進に取り組んでまいります。

本日、皆様からいただきました御意見、御指摘についてしっかりと受け止めまして、農林水産業の復興・再生のためにしっかりと対応してまいりたいと思います。

○新妻復興副大臣 続きまして、萩生田経済産業大臣、お願いいたします。

○萩生田経済産業大臣 まず、本日いただいた各御要望につきましてははっきり受け止め、対応してまいりたいと思います。

多くの皆さんからALPS処理水の処分について様々な懸念がございました。昨年12月に取りまとめた行動計画をまずは着実に実行してまいりたいと思っております。その中で、新たな風評を発生させないために、IAEAなどの外部の目による厳しい確認を受け、高い透明性・安全性を確保してまいりたいと思います。

その上で、国内外の消費者や地元産品の事業者など幅広い方々に御理解いただくよう、引き続き科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を繰り返し発信してまいりたいと思います。特に学生に向けた理解醸成を図るべく、県外への出前授業の拡大や、先ほどの立谷会長からもお話がありました。私は文科大臣時代にもしっかりと副読本と、分母の在り方、ミリシーベルトの在り方を子供たちへしっかりと教えろということをおっしゃったので、新しいチラシを文科省、復興庁とも連携して作らせていただいて、これを全国の小中高校に配付したところです。

また、生産・加工・流通・消費の各段階で、買ったときなども含めた実態のヒアリングを行うとともに、生産性向上や販路開拓など、必要な支援をしっかりと行ってまいりたいと思います。特に水産業には本年度の補正予算で計上した基金を活用し、万一の国産水産物の需要減少等にも迅速に対応していく構えです。加えて、進展が見られる輸入規制の撤廃も、引き続き政府を挙げて取り組んでまいりたいと思います。今後も皆様のお声を伺いながら、必要な対策を機動的に実行してまいりたいと思います。

帰還困難区域につきましては、まず、本年、来年の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を引き続き進めてまいります。特定復興再生拠点区域外については、帰還の御意向を個別に丁寧に把握した上で、必要箇所を除染し、避難指示解除を行います。また、丁寧にスピード感を持って対応してまいりたいと思います。

帰還意向のない方の土地・家屋などの扱いは重要な課題です。各町村の皆様と協議を重ね、将来的に全て避難指示解除すべく、責任を持って取り組んでまいりたいと思います。

国際研究教育拠点につきましては、廃炉、エネルギー、ロボットなどの研究内容を提案しており、引き続きこれらの具体化に積極的に貢献してまいります。

とりわけ地元で活躍する人材が育成されることが重要でありまして、福島県ならではの、ある意味上乗せ横出しのカリキュラムを、地元の高等専門学校等と連携しながら付加価値を高めてまいりたいと思います。せっかくいい研究拠点ができても、地元の福島の子は誰も行かないのではないかということではいけないと思いますので、福島の学生たちが将来そこに関わることができるようなスキームを文科省ともしっかり連携を取ってまいりたいと思います。

さらに、浜通りの未利用地を最大限に活用した実装フィールドの整備も重要です。併せて成果の産業化の仕組みを整え、雇用の創出を図り、育成された人材の受け皿を創出して

まいりたいと思います。経産省として、検討に最大限参画してまいります。

福島新エネ社会構想に基づき、再エネの導入拡大と水素の社会実装を進めてまいります。再エネにつきましては、風力発電のメンテナンスに従事する人材の育成支援などに取り組みます。これにより、産業拠点の創出や研究開発拠点機能の強化などを図ることができると思います。洋上風力の導入検討についても、県や自治体とも連携し、必要な支援を行ってまいりたいと思います。

再エネ導入に当たって、地域との共生が大前提です。固定価格買取制度では、条例を含む関係法令の遵守を認定基準としており、適切な対応を事業者に求めてまいります。水素については、水素ステーションのさらなる整備促進をはじめ、水素社会のモデル構築に向けた県の取組を支援してまいります。必要な予算の確保も含め、構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

最後に、福島復興の途上の中で、新型コロナウイルス感染症拡大や近年の台風や地震による影響は、幾重の苦しみにもなっていると承知しております。経済産業省としては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、地域・業種を限定しない事業規模に応じた事業復活支援金、また、今年度末まで延長した政府系金融機関による実質無利子・無担保融資などを講じております。

また、令和元年台風第19号や令和3年福島沖地震からの復旧のため、中小企業とグループ補助金の積み増しなども行っているところです。こうした支援策は官民合同チームが案内し、活用をサポートしております。早期の事業復旧に向けて、全力で応援をしてまいります。

福島の復興に向け、やれることは全てやるとの決意の下、引き続き被災者の皆様に寄り添い、全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○新妻復興副大臣 続きまして、山口環境大臣、お願いいたします。

○山口環境大臣 環境省の政策についても、様々な御意見をありがとうございます。

まず、ALPS処理水の処分については、環境省は海域環境のモニタリングを担当しています。昨年4月以降、客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングとすべく、専門家会議等での検討を進めています。現時点では海洋放出が開始される時期は明確に決まっていないわけですが、放出の前後で海域のトリチウム等の濃度を比較するためには、放出開始前からモニタリングを実施することが必要であり、そのため、年度内に総合モニタリング計画を改定し、今年の春頃から、放出前の事前の海域モニタリングを開始させていただく予定です。モニタリング結果を国内外に分かりやすく発信していくことによって、風評影響の抑制につなげていきます。

帰還困難区域の復興再生については、会議の冒頭で申し上げたわけですが、帰還困難区域については特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向け、引き続き除染や家屋等の解体を進めてまいります。

拠点区域外の除染については、昨年8月の政府方針を踏まえ、丁寧に帰還の意向を把握させていただいた上で、遅滞なく開始できるよう、関係省庁とも連携して、しっかりと取り組んでまいります。

除去土壌等の福島県外最終処分について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分という方針は国としての約束であるとともに、法律にも規定された国の責務であります。2016年に策定した技術開発戦略及び工程表に沿って、引き続き再生利用の実証事業をはじめとして、県外最終処分の実現に向けた様々な取組を進めてまいります。

国民の理解醸成が必要という点で対話フォーラムを行っているわけですが、既に3回、そしてまたこの3月には福岡でも予定させていただいております。我々は全国行脚ということです。ずっとやっているわけですが、その発信を強めて理解を深めてもらえるよう、全力を尽くしてまいります。

さらに放射能教育について、放射線の健康影響に係る差別・偏見が大きな問題と捉えており、環境省では「ぐるぐるプロジェクト」を本年度から立ち上げ、このような差別・偏見の解消に取り組んでいます。本年度は全国49大学と1,345名が参加するセミナーを開催する等、知識を得る機会の創出の取組を開始したところです。特に福島県立医科大学では3つある学部ごとにセミナーを開催していただき、公開講座も開催しました。

一方、先日、総経験者の方5名が欧州委員長宛てに送付した文書に、放射線の健康影響に関して差別や偏見を助長する懸念のある表現があったことから、適切でない旨の指摘を私から行うとともに、EU大使などに説明を行ったところです。今後も風評の払拭に向け、しっかりと取り組んでまいります。

結びに、皆様からいただいた他の御指摘については、追って務台副大臣からお答えさせていただきますが、環境省は常に福島県と共にあります。皆様の話をしっかりと伺わせていただき、福島の復興・再生に向け、全力で取り組んでまいります。

以上です。

○新妻復興副大臣 続きます。富樫復興副大臣、お願いいたします。

○富樫復興副大臣 私から、いただいた御意見に対してお答えいたします。

遠藤町長より、被災自治体の職員確保について御意見をいただきました。被災自治体の職員確保のニーズは引き続き高いものと認識しており、政府として、全国の自治体からの職員派遣や、被災自治体による任期付職員の採用等に要する経費を全額国費で支援しており、また、非常勤の国家公務員を採用し、被災自治体に駐在させる取組を行っています。令和3年度も、県内の市町村全体で300人以上の応援職員の確保を支援しております。今後とも総務省や被災自治体等と連携し、復興のステージに応じて必要とされる人材について、地域の実情を具体的に御教示いただきながら、それぞれの地域の実態に応じた適切な人材の確保に取り組んでまいります。

室井市長より、野生キノコ等の出荷制限について御意見をいただきました。キノコ類や山菜類といった特用林産物の出荷制限については、昨年9月に野生マツタケについて、県

の定める出荷・検査方針に基づき管理されたものについて、出荷制限の解除を行いました。具体的には、国が開発・導入支援をしてきた非破壊式放射能測定装置を用いて、基準値以下のものは出荷等が可能となりました。復興庁としては、関係省庁と連携して、被災自治体の要望も踏まえ、引き続きモニタリングの支援等を継続してまいります。

なお、マツタケ以外の品目については、非破壊検査の対象とすることを目指して、厚生労働省において引き続き検証が行われるものと承知しております。

私からは以上です。

○新妻復興副大臣 続きまして、石井現地対策本部長、お願いいたします。

○石井経済産業副大臣 原子力災害現地対策本部長の石井でございます。

本日いただきました皆様方の御意見、御提言は真摯に受け止めてさせていただき次第でございます。

項目に従いまして、御回答申し上げます。

まず、ALPS処理水の処分についてであります。ALPS処理水の処分に伴う風評被害の賠償につきましては、現在東京電力と共に関係団体等に賠償の枠組みの説明を行いまして、御意見、御要望を伺っているところであります。東京電力任せにせず、国が前面に立ちまして、地域、業種に応じた賠償基準を取りまとめるよう調整をしまっている所存であります。

次に、廃炉の情報発信、廃棄物の処分についてであります。福島第一原発の廃炉は福島復興の大前提であります。長期に及ぶ廃炉作業を進める上では、地元の皆様をはじめ国内外の理解が重要であります。迅速さと分かりやすさを心がけまして、積極的に情報発信を行ってまいります。

放射性廃棄物は、容器の補修あるいは点検方法の改善など、適正な管理を徹底するよう、東京電力を指導してまいります。

廃棄物の処分方法は、今後明らかになる廃棄物の全体像に基づいて検討をいたしますが、最後まで責任を持って対応する所存であります。

次に、適切な農業賠償について御質問いただきました。東京電力の賠償姿勢に関する御指摘、このことはしっかりと受け止めてさせていただきます。令和2年度以降の農業の休業賠償は、避難指示の影響で水路が未整備など、休業を余儀なくされた場合が対象となっております。引き続き営農再開に向けた状況などを伺いながら、被災者の皆様に寄り添いまして、迅速かつ適切な賠償を行うように東京電力を指導してまいりたいと思っております。

最後に、福島イノベーション・コースト構想の推進についてであります。この構想は、なりわいの再建と並ぶ産業復興の両輪の一つであります。本構想の下、企業立地や研究開発の支援、あるいは地元教育機関と連携いたしました地元学生の育成プログラムの実施などに取り組みまして、新産業の創出や地元人材の育成を進めてまいりました。来年度予算におきましてもこれらを進めるための予算額を盛り込んでいるところでありまして、今後とも本構想の推進のため、必要な予算の確保あるいは知事の御指摘がございました既存の拠点の一層の活用に向けてまいりたいと思っております。

いただきました皆様方の御意見を受け止めまして、引き続き本部長として全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 続きまして、務台環境副大臣、お願いいたします。

○務台環境副大臣 環境副大臣の務台俊介です。本日は様々な御意見をいただき、ありがとうございます。

まず、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送及び施設の運営についての御指摘をいただきました。除去土壌等の輸送については、本年度末までに帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等のおおむね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入もしっかりと進めてまいります。また、中間貯蔵施設事業については、地権者の方々に契約いただいた土地を活用させていただき、施設の運営を着実に実施してまいります。今後も安全を第一に、地域の御理解を得ながら、これらの事業を着実に進めてまいります。

次に、仮置場等の原状回復についての御指摘をいただきました。福島県内では昨年12月末時点で、全体の約7割に相当する920か所余りの仮置場の原状回復を完了させていただいております。引き続き、原状回復を着実に進めてまいります。

また、仮置場としての使用により生じたと考えられる農地の不具合に関しましては、これまでも環境省において、その解消のために必要な措置を講じてきているところではございます。引き続き、地元の皆様とも相談し、また、具体的には農水省等との連携も必要ですが、必要な措置を講じてまいりたい、そのように考えております。

また、立谷相馬市長様から、8,000Bq/kg以下の廃棄物処理への支援についての御指摘をいただきました。まずは実態についてしっかりお話をお伺いさせていただいて、問題の所在を特定して、どういうことができるか、そんな対応をさせていただきたいと思っております。

相馬地方市町村会長の杉岡飯館村長からは、カーボンニュートラルの実現について御指摘いただきました。御指摘のとおり、2050カーボンニュートラルの達成に向けては、排出削減と吸収源対策が大変重要だと思っております。政府全体でしっかり取り組む必要があると思います。環境省としても脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的・包括的に支援するため、来年度予算案に新たに地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を計上しております。

また、2月8日に閣議決定した地球温暖化対策推進法改正案においては、吸収源対策を含めた幅広い脱炭素ビジネスに対して新たな出資制度を創設することとしております。こういうものも活用してまいりたいと思っております。

さらに、適正な再エネ推進が必要だという御指摘については、本年4月に施行される地球温暖化対策推進法の制度で、地方自治体の参画を通じて地域と共生し、地方創生につながる再エネ事業の促進が可能となるということでございますので、これらを活用するとと

もに、個別の事案については各自治体の条例の活用あるいはアセスメントの活用といったものも有効だと考えておりますので、対応をしてみたいと思います。

これからも関係する皆様と綿密に連携しながら、福島復興再生に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○新妻復興副大臣 続きまして、三浦総務大臣政務官、お願いいたします。

○三浦総務大臣政務官 先ほど町村会会長の遠藤代表のほうから、被災自治体の職員の確保に向けた支援について御意見をいただきました。先ほど富樫副大臣からも御回答がございましたけれども、総務省としてお答えさせていただきます。

総務省におきましては、全国市長会及び全国町村会と連携した中期長期派遣スキームを構築しておりまして、このスキームを活用しながら、東日本大震災等の被災市町村に対し職員派遣を行っております。御存じのとおりでございます。

福島県内の被災市町村に対しましては、当該制度によるものを含めて本年1月時点で全国から130人の地方公共団体職員が派遣されておりますけれども、引き続き地方三団体と連携いたしまして、応援職員の派遣について積極的に働きかけを行うなど、人材確保に向け継続して取組を進めてまいりたいと思っております。

なお、職員採用に対する支援につきましては、被災地方公共団体から任期付職員等の採用情報について周知の依頼があった場合、総務省のホームページに掲載し周知を行っておりますけれども、総務省としても被災自治体をしっかりと支えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○新妻復興副大臣 それでは、私からもいただいた御意見に対しましてお答えいたします。

立谷市長から、放射線教育について御意見をいただきました。この点につきましては、萩生田経産大臣からも御回答がありましたが、復興庁としても回答いたします。

復興庁が中心となって策定いたしました「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」におきましては、放射線教育を重要項目の一つとして位置づけておりまして、県内だけでなく県外の児童生徒にも正しい情報が伝わるよう取組を進めておるところであります。このため、文部科学省において全国の各学校等に配付しております放射線副読本においては、ALPS処理水の処分に関する政府の行動計画や最新の状況を踏まえた更新を行うとともに、①復興が進展している被災地の姿の紹介、②より分かりやすいデジタルコンテンツの活用などの改訂を行ったところでありまして、今後より広く授業での活用の促進を図ることとしております。引き続き関係省庁と連携し、子供たちに対する放射線教育や風評の払拭に取り組んでまいります。

杉岡村長、渡辺議長から、デジタル田園都市国家構想や移住・定住の促進におけるテレワーク環境の整備等について御意見をいただきました。政府全体で「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、利便性と魅力を備えた新たな地方像の実現や地方創生に資するテレワー

クの推進など、デジタル技術の活用による地方活性化に取り組んでおります。

被災地の復興にも大いに資するものでありまして、政府としても、例えば5Gなどのデジタル基盤の整備への補助や、テレワーク推進に係る相談窓口を設けるなどの御支援をしているところでありまして、こうした様々な施策を通じ、地域の実情に応じた復興を進めてまいります。

本日、国側から回答申し上げたもの以外にも、皆様からいただきました様々な御意見をしっかり受け止めて、引き続き福島復興・再生に全力で取り組んでまいります。

なお、4分ほど時間に余裕がございます。県の皆様から御要望等がございましたら、御発言いただければと存じます。

どうぞ。

○福島県市長会立谷代表 いつも言っていることで先ほどは言わなかったのですが、放射能教育で、萩生田先生にもずっとお願いしてきたことになりましたが、高校入試の問題に出してくださいということです。入学試験問題にでも出さないとなかなか勉強する機会がないと思います。ここにいる人の中で、放射線と放射能の違いを明確に説明できる人が何人いるのでしょうか。ですから、子供たちだけでは遅いのです。大人たちにもしっかりと教えていかないと、ベクレルとシーベルトの違いをちゃんと説明できる人が何人いるのかということだと思えます。その結果、我々福島県の子供たちが遺伝的に将来問題を残すだろうなんて言っている人がいるわけです。これが悔しくてしょうがないです。再度御検討ください。

○萩生田経済産業大臣 所管外になってしまったのですけれども、市長の思いというのは十分分かっていますので、入試問題を国側から指定するというのは制度上なかなかできないのですけれども、少なくとも今お話があったように、多くの皆様が当たり前に分かる基準を、国民の皆さんが共通で分かるようにするための努力をしっかりとやっていきたいと思えます。今日改めてこういう発言があったことを受け止めて、文科省とも話してみたいと思えます。

○新妻復興副大臣 そのほか、ございますでしょうか。

それでは、御意見に対しましての議論はこれまでとさせていただきます。

ここで内堀知事からお願いいたします。

○福島県内堀知事 本日は、大臣、副大臣、政務官をはじめ、皆さんから、我々の思いをしっかりと受け止めた上で、真摯な回答をいただきました。

今日のこの協議会での議論を通じて、福島の復興の状況、あるいはそれぞれの地域、業種が抱えている様々な課題について、皆さんと思いを共有できたことと思えます。

今日のこの協議会は、1年半ぶりの対面での開催となります。ウィズコロナの状況下においても、政府、そして県や福島県側の関係者の皆さんが知恵を絞りながら、現場主義を実践していくことが何よりも重要であります。これからも地域で復興に向けて懸命に頑張っている皆さん、あるいは御苦労されている皆さんと、今日のように目を合わせ、言葉を



交わり、そして共感していただきながら、復興に向けた取組を一生懸命進めていただければと思います。

我々も福島の復興・再生に向けて全力で取り組んでまいります。皆さんの引き続きの御理解と御支援、どうぞよろしくお願ひいたします。

○新妻復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、最後に西銘復興大臣より締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○西銘復興大臣 本日は、知事含めまして11名の代表者の皆さんから幅広い御意見をいただいたものと思っております。心から感謝を申し上げたいと思います。

本日いただきました皆様の御意見をしっかりと受け止めまして、今後の復興施策に反映していきたいと思っております。

先ほど立谷市長からお話のありました件は、私たち閣僚は毎週火曜日と金曜日に閣僚会議があつて、その始まる前とかにそういう声があつたということ萩生田大臣と一緒に文科大臣にしっかりと伝えておきたいと思ひます。

福島の復興・再生をさらに加速できるように、現場主義を徹底して、被災者に寄り添いながら、全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、この会も1年半ぶりに開催となりましたけれども、こういうまん延防止がなされている中で会議をするのかという指摘などをマスコミから受けましたが、私は、対策を徹底すれば皆さんとこうして目と目を合わせて話の場を持つことは極めて重要だと感じております。

引き続きスピード感を持って対応してまいりますので、皆様の御協力を今後ともよろしくお願ひ申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○新妻復興副大臣 本日は大変ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては全て公表とし、また、議事については、構成員の確認をいただいた上で、復興庁のホームページにおいて速やかに公表いたします。

会議の内容については、この後のぶら下がり記者会見におきまして、西銘復興大臣からブリーフィングを行います。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。皆様、大変ありがとうございました。